**手数料減免について**

成田市手数料条例により、下記の場合は手数料の全部又は一部を免除することができます。

**免除申請の際は、下記の通り受給証明書や公的扶助申請書の原本等の提示が必要です**

【受給証明書の提示が必要です】

○生活保護法に基づく被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者から請求があったとき。

【申請に使用することを証明するため、申請書原本の提示が必要です】

○公費の援助または扶助を受けるために本市の市民から請求があったとき。

なお、公費の援助又は扶助の対象となる主なものは以下のとおりとなります。

・児童扶養手当法による手当の申請

・特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の申請，特別障害者手当の申請，障害児福祉手当の申請

・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院措置患者の医療費等の申請

・下記特定疾患の医療費公費負担の申請

Ⅰ　特定疾患治療研究事業

Ⅱ　小児慢性特定疾患治療研究事業

Ⅲ 千葉県特定不妊治療助成事業

・育成医療に係る自立支援医療の支給申請

・その他の公費負担制度によるものの申請

〇災害その他特別の理由があると認められるとき

免除申請されなかった場合、あとから返金することはできませんのでご注意ください。

その他ご不明な点は、職員にご確認ください。

税務証明以外の手数料につきましては、担当課までご確認ください。